

議案第99号

入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成30年11月27日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

墓地等の経営許可について、周辺の生活環境との調和を図るため、許可基準を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手続き」を「手続」に改める。

第3条第1項中「協議書を」の次に「、規則で定める日までに」を加える。

第5条第2項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「その他規則で定める事項」を削る。

第6条第1項中「日までに」を「ところにより、」に改め、同条第2項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「その他規則で定める事項」を削る。

第9条第1項第1号イ中「とする」の次に「公益社団法人又は」を加え、「既に」を削り、同号ウ中「既に市内に」を「市内に5年以上」に改める。

第18条第4号中「墓地」の次に「又は納骨堂」を加える。

別表第1の墓地の項に次のように加える。

3 敷地に接し、かつ、出入りができる道路のいずれかが、次の全てに適合するものであること。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、幅員6メートル以上（墓地の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上）であること。

(2) 袋路状道路（その一方のみが他の道路に接続する道路をいう。以下同じ。）でなく、かつ、複数方向で建築基準法第42条第1項各号のいずれかに該当する道路に接続する（当該接続する道路のいずれかが幅員6メートル以上（墓地の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上）である場合に限る。）こと。

別表第1の火葬場の項に次のように加える。

2 敷地に接し、かつ、出入りができる道路のいずれかが、次の全てに適合するものであること。

(1) 建築基準法第42条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、幅員6メートル以上（火葬場の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上）であること。

(2) 袋路状道路でなく、かつ、複数方向で建築基準法第42条第1項各号のいずれかに該当する道路に接続する（当該接続する道路のいずれかが幅員6メートル以上（火葬場の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上）である場合に限る。）こと。

別表第2の墓地の項の5を同項の6とし、同項の4中「駐車場」の次に「（駐車場にあっては、墳墓区画の数の10パーセント以上の自動車駐車台数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を有するものとする。）」を加え、同項の4を同項の5とし、同項中3を4とし、2を3とし、同項の1中「緑地」の次に「（駐車場の区域を除く。）」を加え、同項の1の次に次のように加える。

2 墓地の区域の面積に占める緑地（駐車場の区域を除く。）の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

別表第2の納骨堂の項の5中「駐車場」の次に「（駐車場にあっては、納骨壇の数の5パーセント以上の自動車駐車台数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を有するものとする。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）（この条例の施行の際現に経営する墓地、納骨堂及び火葬場（以下「既存墓地等」という。）に係るものを除く。）に係る改正後の入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後条例第3条の規定により事前協議の協議書を受理したもの（当該事前協議を要しないものにあつては、施行日以後に許可又は不許可の決定をするもの）について適用し、施行日前に改正前の入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（以下「改正前条例」という。）第3条の規定により事前協議の協議書を受理したもの（当該事前協議を要しないものにあつては、施行日前に許可又は不許可の決定をするもの）については、なお従前の例による。

第3条 既存墓地等（施行日以後に経営を開始したもののうち、前条の規定により従前の例

により経営許可を受けたものを含む。以下同じ。)の経営許可及び既存墓地等の法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更許可」という。)に係る改正後条例(別表第1及び別表第2を除く。)の規定は、施行日以後に改正後条例第3条(改正後条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により事前協議の協議書を受理したもの(当該事前協議を要しないものにあつては、施行日以後に許可又は不許可の決定をするもの)について適用し、施行日前に改正前条例第3条(改正前条例第14条において準用する場合を含む。)の規定により事前協議の協議書を受理したもの(当該事前協議を要しないものにあつては、施行日前に許可又は不許可の決定をするもの)については、なお従前の例による。

- 2 既存墓地等の経営許可及び変更許可に係る許可基準については、改正後条例別表第1及び別表第2の規定を適用せず、改正前条例別表第1及び別表第2の規定を適用するものとする。ただし、墓地の面積を500平方メートル以上拡張し、又は火葬場の火葬炉数を50パーセント以上増設する場合(当該許可の申請日前1年以内に墓地の面積の拡張又は火葬場の火葬炉数の増設を行っているときは、当該拡張面積又は増設割合を含めて算定するものとする。)にあつては、改正後条例別表第1の墓地の項及び火葬場の項並びに別表第2の墓地の項(同項の5中「墳墓区画」とあるのは「増設する墳墓区画」とする。)及び火葬場の項の規定を適用するものとする。